

基準該当居宅支援事業者の登録等に係る留意事項について

基準該当居宅支援に係る特例居宅生活支援費の代理受領について、平成14年6月14日支援費制度担当課長会議資料（支援費制度事務処理要領）において、その内容を既にお示ししているところであるが、その中で、基準該当居宅支援事業者と市町村との代理受領に係る合意形成の具体的方策として、

市町村と基準該当居宅生活支援事業者の間で個別に、事業者として守るべき事項、費用の請求方法等の事項を規定した代理受領契約を締結する。

市町村の規則等において、基準該当居宅支援事業者の登録に関する申請手続きや申請事項の変更届出、登録取消等の事業者の監督手続き等を規定した代理受領の枠組みを定め、基準該当居宅支援事業者に代理受領の申込みをさせ登録する。

の2通りを掲げている。

今回、当該具体的方策に基づいて基準該当居宅支援に係る事務処理を行う市町村の負担を軽減するため、基準該当居宅支援事業者と個別にサービス提供等に関して契約する際の契約書の参考例（ ）及び当該事業者の登録を行う際の手続等を規則の形でまとめた参考例（ ）をお示しする。

なお、身体障害者福祉法に係るもののみお示しするが、知的障害者福祉法及び児童福祉法に係るものについても同様に、及び を参考にし、規則等を作成されたい。

- 「市（町村）基準該当居宅支援事業者との契約書（参考例）」
- 「市（町村）基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則（参考例）」

市（町村）基準該当居宅支援事業者との契約書（参考例）

（契約の目的）

第1条 この契約は、市（町村）（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第17条の6に係る特例居宅生活支援費の代理受領について定めることを目的とするものである。

（サービスの内容）

第2条 乙は、法第17条の6第1項に規定する基準該当居宅支援（以下「基準該当居宅支援」という。）のうち法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第78号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第 条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行うものである。

（特例居宅生活支援費の支給）

第3条 特例居宅生活支援費の額は、基準該当居宅支援について法第17条の4第2項各号の市長（町村長）が定める基準により算定した費用の額とする。

2 乙は、居宅支給決定身体障害者が、乙から基準該当居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定身体障害者が、乙に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、当該居宅支給決定身体障害者からの委任に基づき、当該居宅支給決定身体障害者が支払うべき当該基準該当居宅介護に要した費用について、特例居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、支払を受けることができる。

3 前項の規定による支払があったときは、居宅支給決定身体障害者に対し特例居宅生活支援費の支給があったものとみなす。

4 乙は、基準該当居宅支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を

受ける際、当該支払をした居宅支給決定身体障害者に対し、領収書を交付しなければならない。

- 5 前項の領収書においては、基準該当居宅支援について、居宅支給決定身体障害者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅生活支援費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごと区分して記載しなければならない。
- 6 乙は、特例居宅生活支援費の支払に関して、指定居宅支援等基準に規定する基準該当居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準(基準該当居宅介護の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査を受けるものとする。
- 7 甲は、乙からの請求に対する支払に関する事務を 支払受託機関に委託する。(委託する場合のみ)
- 8 乙は、法に基づく支援費の請求に関する省令(平成14年厚生労働省令第 号。)の例により、特例居宅生活支援費の請求を行うものとする。
- 9 乙は、その提供した基準該当居宅支援について、第4項の規定により、当該基準該当居宅支援の利用者である居宅支給決定身体障害者に代わって特例居宅生活支援費の支払を受ける場合は、当該基準該当居宅支援を提供した際に、当該居宅支給決定身体障害者又はその扶養義務者から利用者負担額として、特例居宅介護支援費基準額から乙に支払われる特例居宅生活支援費の額を控除して得られる額の支払を受けるものとする。

(変更の届出等)

- 第4条 乙は、基準該当居宅支援の事業を行う事業所(以下「基準該当居宅支援事業所」という。)の名称又は所在地その他の事項に変更があった場合には、甲に対し届け出るものとする。
- 2 乙は、当該事業を廃止又は休止する場合には、速やかに、甲に対し届け出るものとする。

(報告等)

第 5 条 甲は、特例居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、乙若しくは乙であった者若しくは基準該当居宅支援事業所の従業者であった者（以下この条において「乙であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、乙若しくは基準該当居宅支援事業所の従業者若しくは乙であった者等に対し出頭を求め、又は甲の職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当居宅支援事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業所に係る情報の提供)

第 6 条 甲は、基準該当居宅支援事業所の情報(第 4 条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。)のうち、次の各号に掲げるものを都道府県に提供するものとする。

- (1) 申請者(乙)の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 契約年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 事業者番号
- (6) その他 市(町村)が必要と認める事項

(契約の解除等)

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、当該契約の解除又は一部改正を行うことができる。

(その他)

第 8 条 この契約は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第 9 条 この契約の有効期間満了前 1 か月までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日において向こう 1 か年間順次

契約を更新したものとみなす。

この契約の内容を証明するため、本書式通を作成し、双方連名捺印のうえ各書通を所持するものとする。

平成 年 月 日
甲 市（町村）
乙

市（町村）基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則（参考例）

平成 年 月 日

規則第 号

（目的）

第 1 条 この規則は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）に基づく特例居宅生活支援費の支給を円滑に行うため、基準該当居宅支援の事業を行うもの（以下「基準該当居宅支援事業者」という。）の登録等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（基準該当居宅支援事業者の登録）

第 3 条 基準該当居宅支援事業者は、この規則で定めるところにより市長（町村長）の登録を受けることができる。

2 市長（町村長）は、基準該当居宅支援事業者が法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 78 号。以下「指定居宅支援等基準」という。）に規定する基準該当居宅支援に関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができることを認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、当該基準該当居宅支援事業者が指定居宅支援等基準に規定する指定居宅支援に関する基準を満たし、指定居宅支援事業者の指定を受けると認めるときは、登録しないことができる。

（基準該当居宅支援事業者の登録の申請）

第 4 条 前条の規定に基づき登録を受けようとする者は、基準該当居宅支援の事業の種類及び基準該当居宅支援の事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、市長（町村長）に申請しなければならない。

- (1) 事業所(居宅介護に係る事業において当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の設備の概要(居宅介護に係る事業に限る。)
- (6) 事業所の管理者の氏名，経歴及び住所
- (7) 事業所のサービス提供責任者の氏名 経歴及び住所(居宅介護に係る事業に限る。)
- (8) 運営規程
- (9) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (10) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (12) その他登録に関し市長(町村長)が必要と認める事項

(登録の通知)

第5条 市長(町村長)は、第3条第2項の規定により登録したときは、当該登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)に通知するものとする。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、第4条第1号から第8号まで(第3号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、速やかに当該変更に係る事項について市長(町村長)に届け出なければならない。

2 登録事業者は、基準該当居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、当該事業に従事する従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添えて市長(町村長)に届け出なければならない。

(基準該当居宅支援に係る特例居宅生活支援費の支給)

- 第7条 市長(町村長)は、居宅支給決定身体障害者が登録事業者から基準該当居宅支援を受けた場合において必要があると認めるときは、特例居宅生活支援費を支給する。
- 2 特例居宅生活支援費の額は、当該基準該当居宅支援について法第17条の4第2項各号の市長(町村長)が定める基準により算定した費用の額とする。

(特例居宅生活支援費の代理受領)

- 第8条 登録事業者は、あらかじめ法第17条の6第1項に該当する場合に支給する特例居宅生活支援費の代理受領について市長(町村長)に申し出ている場合において、居宅支給決定身体障害者が当該登録事業者から基準該当居宅支援を受けたとき(当該居宅支給決定身体障害者が当該登録事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。)は、当該居宅支給決定身体障害者からの委任に基づき、当該居宅支給決定身体障害者が支払うべき当該基準該当居宅支援に要した費用について、特例居宅生活支援費として当該居宅支給決定身体障害者に対し支給されるべき額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、支払を受けることができる。
- 2 前項の規定による支払があったときは、居宅支給決定身体障害者に対し特例居宅生活支援費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、第1項の規定による支払を受けた場合には、当該居宅支給決定身体障害者に対し、当該居宅支給決定身体障害者に係る特例居宅生活支援費の額を通知することとする。
- 4 市長(町村長)は、登録事業者から特例居宅生活支援費の請求があったときは、指定居宅支援等基準に規定する基準該当居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準(基準該当居宅支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 5 前項の規定による支払に関する事務は、支払受託機関に委託する。(委託する場合のみ)
- 6 登録事業者は、その提供した基準該当居宅支援について、第1項の規定により、当

該基準該当居宅支援の利用者である居宅支給決定身体障害者に代わって特例居宅生活支援費の支払を受ける場合は、当該基準該当居宅支援を提供した際に、当該居宅支給決定身体障害者又はその扶養義務者から利用者負担額として、特例居宅生活支援費基準額から当該登録事業者を支払われる特例居宅生活支援費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 7 登録事業者は、基準該当居宅支援の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅支給決定身体障害者に対し、領収証を交付しなければならない。
- 8 前項の領収証においては、基準該当居宅支援について、居宅支給決定身体障害者から支払を受けた費用の額のうち、特例居宅生活支援費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 9 登録事業者は、法に基づく支援費の請求に関する省令（平成14年厚生労働省令第号。）の例により、特例居宅生活支援費の請求を行うものとする。

(代理受領の例外)

第9条 居宅支給決定身体障害者は、前条の規定による代理受領が行われない場合において特例居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、「特例居宅生活支援費支給申請書」(様式第7号)【()平成14年6月14日支援費制度担当課長会議資料(資料編)参照】に特例居宅生活支援費の対象となる費用の支払を証明する書類その他別に定めるものを添付して市長(町村長)に提出しなければならない。

第10条 市長(町村長)は、居宅支給決定身体障害者から特例居宅生活支援費の請求があったときは、指定居宅支援等基準に規定する基準該当居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準(基準該当居宅支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

- 2 前項の規定により支払うときは、特例居宅生活支援費支給(不支給)決定通知書(様式第8号)【()平成14年6月14日支援費制度担当課長会議資料(資料編)参照】

により当該居宅支給決定障害者に通知するものとする。

(報告等)

第11条 市長(町村長)は、特例居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、法第17条の15に定めるもののほか、登録事業者若しくはその従業者(以下「登録事業者等」という。)又は登録事業者等であったものに対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは基準該当居宅支援の事業を行う事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第12条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消されることがあるものとする。

(1) 指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

(2) 登録事業者が、第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

(3) 特例居宅生活支援費の請求に関し不正があったとき。

(4) 登録事業者等が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 登録事業者等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者

がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(6) 登録事業者が、不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。

(登録事業者に係る情報の提供)

第13条 市長(町村長)は、登録事業者に係る情報(第6条に規定する変更の届出等に係る情報を含む。)のうち、次の各号に掲げるものを都道府県に提供するものとする。

- (1) 第4条の規定に基づき登録の申請をした者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長(町村長)が必要と認める事項

(公告)

第14条 市長は、第3条の規定による登録を行ったとき、第11条の規定により登録を取り消したとき又は第6条の規定による変更の届出がなされたときは、その旨を公告するものとする。

(委任)

第15条 この規則に掲げるもののほか必要な事項は、市長(町村長)が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。